

議案第 23 号

鯖江市手数料徴収条例の一部改正について

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

狂犬病予防法の特例制度に参加することに伴い、マイクロチップを装着した犬に係る登録手数料を徴収しないこととしたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鯖江市手数料徴収条例（昭和55年鯖江市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表6の項中「犬の登録手数料」を「鑑札の交付を伴う犬の登録手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。